

第5章

スーダン・ジャズィーラ地域における農民運動の系譜 —マフディー運動からゲジラ計画まで—

はじめに

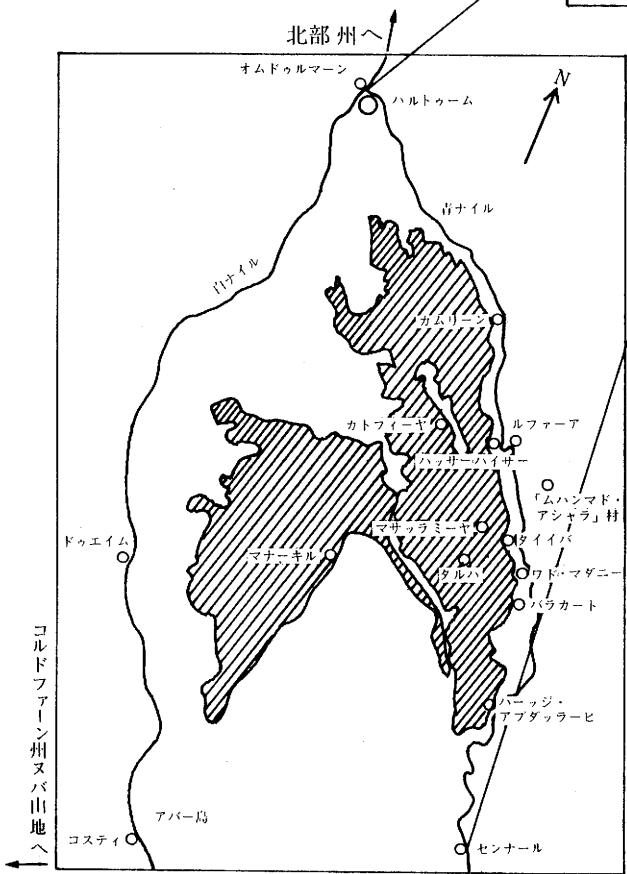
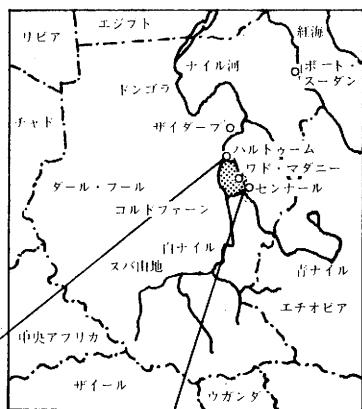
青ナイルと白ナイルにはさまれたいわゆる「ジャズィーラ（島）地域」が、20世紀のスーダン経済にとって中心的位置を占めてきたことは、同国の棉花の大半を生産してきたゲジラ計画（1925年、本格操業開始）の存在もあって、広く知られている。現在のスーダン国家の核心を成すのは「ハルトゥーム一ワド・マダニー—コスティを結ぶ三角地帯（ジャズィーラ地域）」だという表現さえある⁽¹⁾。だが、このジャズィーラ地域で展開されてきた社会運動に関しては、これまで、まとまった形での研究が現れなかった。

肥沃な土壌に恵まれ、北部州とは異なって天水農耕も可能なジャズィーラ地域は、しかし、実際には、ゲジラ計画建設のはるか以前から、農民と支配者の鋭い対立を目撃してきた地域であり、19世紀のマフディー運動以来、この地における民衆運動の動向はスーダン社会のゆくえを根底で規定する力のひとつとなってきたのである。本稿では、ジャズィーラ地域における農民運動の系譜を、とくに

- a.（「最後のマフディスト蜂起」と位置づけられることも多い）いわゆる「ワド・ハップーバの蜂起」（1908）から、
- b. 独立後のスーダンにおける最初の農民運動の体験として位置づけられるジャウダ事件（1956）

略年表

	〈スーダン〉	〈ジャズィーラ地域の動き〉
16世紀前半	フンジュ・スルタン国の成立	
1820～22	ムハンマド・アリー朝エジプトによる征服	
1881	マフディー運動の開始	1882 「ムハンマド・アシャラ」村の蜂起 (この他、マフディー運動に呼応する動き、広がる)
1885	ムハンマド・アリー朝支配を排除しマフディー国家が成立	
1899	英・エジプト「共同統治」の開始 「土地に対する権利に関する法令」発布	1901 土地査定作業の進行
1906	ザイダーブでスーダン・プランテーションズ・シンジケート (SPS) による棉花栽培実験開始	1908 「ワド・ハップーバの乱」
1913	「スーダン借款法」が英議会通過。 ゲジラ計画の開始。	1911 SPSによる棉花栽培実験の開始
1924	反英運動「1924年革命」とその失敗	
1927	「部族長権限令」発布	
1929	エジプト・スーダン間でナイル水利協定締結	1925 センナール・ダムの完成。ゲジラ計画の本格作動
1932	「原住民法廷令」発布	
1937～8	「地方自治法令」発布	
1938	学卒者会議、結成される	
1945	ウンマ党結成	
1946	「民族解放スーダン運動」(共産党)結成	
1947	鉄道労働者のスト。労組結成	
1950	スーダン労組連合成立	
1952	統一国民党結成	
1953	英・エジプト間でスーダン自治協定成立	1953 ゲジラ計画農民連合結成
1956. 1	スーダン、独立する	1956.2 ジャウダ事件
1956. 5	統一国民党から人民民主党分裂	
1958. 11	イブラヒーム・アップードによるクーデタ	
1964. 10	「10月革命」によるアップード政権打倒	
1969. 5	ヌマイリーによるクーデタ発生	
1985. 4	民衆蜂起(インティファーダ) によるヌマイリー政権打倒	
1989. 6	ウマル・アル・バシールによる クーデタ発生	



ジャズィーラ地域（斜線部はゲジラ計画地およびマナーキル・エクステンション）

にかけて検証し、それを通じて、この間にこの地域の社会に生じた変化と、それに伴う「農民」自体の質の変化、また運動の系譜における連続性と断絶性の問題を考察する。それは同時に、19世紀末以来独立後の今日までにスーダンに成立してきたさまざまな支配（ムハンマド・アリー朝支配—イギリス支配—独立後の政府）の性格を、農民運動という場から、照射・再構築するための準備作業ともなろう。

プロローグ：ムハンマド・アリー朝支配～マフディー運動期の ジャズィーラ地域

ここでは、20世紀以前のジャズィーラ地域の状況と、（その帰結として）この地域が19世紀末のマフディー運動のなかで果たした役割について簡単に見ておきたい。

周知のようにスーダンにおける定住農耕の大半はナイル河岸に限定される形で展開してきており、ジャズィーラ地域は古来、その重要な一部を形成してきた。ムハンマド・アリー朝エジプトによる征服以前の東部スーダンを支配したフンジュ・スルタン国（16世紀～）は、その都をジャズィーラ地域のセンナール（Sinnar）に置いていた。ドンゴラ、ベルベルといったいわゆる北部州の諸地域と比較した場合の顕著な相違は、サーキヤ（揚水車）に頼らねば一滴の水も入手できず、（サーキヤの用益権という表現をとりつつ）土地の私的所有が古くから厳密な形で展開したとされる北部州とは違って、降雨量の多いジャズィーラ地域においては河岸を離れても一定の水の利用が可能であり、このため、土地所有をめぐる関係が北部州よりは緩やかだったということである。具体的には、(1)河に直接面した土地や、(2)雨水が恒常に溜まる天然の窪地は私的所有の対象となったが、(3)これ以外の土地は共同体的所有的対象であり、多くの場合家畜の放牧地として、また、土地のない人々が必要の生じた際に耕作する土地として用いられていた。ちなみに、——やはり北部州とは対照的に——ジャズィーラ地域の住民の多くは19世紀までは半

農・半牧であり、ドオラ（ソルガム）等の栽培と牛・山羊・羊等の飼育が並行して行われていたようである⁽²⁾。

しかし、このような状況は19世紀に入ると変化し始める。既にフンジュ・スルタン国末期には、河岸地域における私的所有の展開が飽和状態に達し、從来共同体的所有の対象であった雨耕地に進出して農耕を行う社会勢力が現れ、結果としてそれまでその土地を放牧地として利用していた人々が圧迫されて西に押し出される、という現象が観察された。1820～22年の征服に始まるムハンマド・アリー朝によるスーダン支配は、ジャズィーラ地域のこうした変化をさらに加速化し、またこれに制度的裏付けを与えた。すなわち、ムハンマド・アリー朝は、河岸地域における私的所有権についてはこれを追認する一方で、共同体的所有のもとにあった（それゆえ当然私的「所有権」は不明確な）雨耕地については、これを政府の土地と宣言し、その上でその用益権を、土地を最も効率良く耕作できる者に与える、という政策を導入したのである。この原則に基づいて、土地用益権はサーキヤや用水路を整備する資力のある者に優先的に与えられ、耕作を「怠った」者は強制退去させられた⁽³⁾。——土地を基本的に国有地とし、用益権の付与という形で農業開発を行うという政策は（後で見るように）20世紀に入って英統治によって採用されたものであり、英植民地主義の一種の合理性の証左、ある意味で革新的な方策という評価さえ受けてきたが、その起源は実はムハンマド・アリー朝の土地政策のなかに確認できるのである。

さて、以上のような経緯を念頭に置いた上で、ムハンマド・アリー朝支配を打倒することになるマフディー運動（1881年～98年）の中における、ジャズィーラ地域の役割について考えてみよう。これまで、マフディー運動の展開を説明するにあたっては、(1)ムハンマド・アリー朝支配の課した重税に苦しんで逃散した北部州出身の農民、その転身の結果として形成された商人・輸送業者といった社会勢力と、(2)西部諸州（コルドファーン、ダール・フール）の牧牛民（バッカーラ）の同盟関係を中心とする分析が試みられてきた⁽⁴⁾。しかし、さらに詳しく見てみると、この(1)と(2)の勢力の間のいわば媒介項と

して、ジャズィーラ地域も無視できない役割を果たしていることが明らかになる。運動のリーダー、ムハンマド・アフマド（「マフディー／導かれた者」）は北部州のドンゴラ出身であったが、彼が「マフディー」宣言以前に属していたスーアーイー（イスラム神秘主義）教団サンマーニーヤ（al-Sammāniya）は、ジャズィーラ地域の半農・半牧の人々の間に支持基盤を持つ教団であった⁽⁵⁾。また、ムハンマド・アフマドが「マフディー」宣言を行い、西部への「移住（ヒジュラ）」に先立って政府軍と一戦を交えたアバー島は、ジャズィーラ地域の最南端部に位置していた。そしてこうした背景の自然な結果として、ジャズィーラ地域の住民はマフディー運動の最初期の支持者の無視できない部分を形成したのである。マフディーは3人のカリフ（ハリーファ＝後継者）を任命したが、第1のカリフ、アブダッラーヒ（西部牧畜民出身）と第4のカリフ、ムハンマド・アッ・シャリーフ（北部州出身、マフディーのいとこ）の間にはさまれて幾分影の薄い第2のカリフ、アリー・ワド・ヒル（'Ali Wad Hilū）は、ジャズィーラ地域の「牧牛民」、ダガイム（Daghaim）の出身であった⁽⁶⁾。マフディーの西部への「移住（ヒジュラ）」にあたっては、このダガイム、キナーナ（Kināna）等の「遊牧民（nomads/the Arabs, al-'Arab）」が同行し、彼らの引き連れた家畜の歩みがマフディー軍を先導し、その進む道を踏みならす役割を果たした、というエピソード⁽⁷⁾も伝えられている。この他にハラーウィーン（al-Halāwīn）、バターヒーン（al-Baṭāḥīn）等の「遊牧民」の名も、ジャズィーラ地域周辺におけるマフディー支持勢力として頻出する。

では、ジャズィーラ地域の人々をマフディー運動への参加へと驅り立てたものは、いったい何だったのだろうか。ここではひとつの手がかりとして、1882年4月下旬、青ナイル東岸のある村で起きた、村民の蜂起の情景を見てみよう。ムハンマド・アリー朝に仕えていたドイツ出身の電信技師 Giegler は、この事件についてこう書き記している。

「—さらに不穏なニュースが入った。センナールと（ハルトゥームと）の中間、青ナイル右岸から1時間の距離にある村で、マフディーの新しいワ

ズィール（大臣）が出現したのだ。この男はシャリーフ・アフマド・ターハーというファキール（スーアー）であった。村はムハンマド・アシャラと呼ばれていた。沢山の人々——大半はバターヒーン・アラブで、盜賊であったが——が、彼に加わっていた」⁽⁸⁾。

Giegler は鎮圧のために、部下の Yusuf Agha 率いる部隊を派遣したが、これは——政府軍にとっては——ショッキングな結末に終わった。

「——2時間半ほどして兵士の一部が戻ってきて、自分たちは本隊の後から進んでいたのだが」と報告した。村に近づいた時、彼らは恐ろしい物音を聞いた。男たちは槍と刀を振り回し、女たちは金切り声を上げていた。さらに近づくと、アラブたちが飛びかかってきた。兵士たちはごく少人数だったので、尻尾を巻いて逃げ出し、アラブが村に戻ってしまうまで、全速力で逃げてきたのである。彼らには Yusuf Agha に何が起きたのか説明することはできなかった。——そうこうするうちに、Yusuf Agha と村で一緒にいたが運良く逃げ出せた者たちが、汽船のところまでやって来た。彼らから私は、Yusuf はシャリーフの小屋まで来ると、彼を私のところに連れてくるために、有無をいわさず捕らえようとしたのだ、と知った。すると、アバー島でマフディー（の場合）に起きたのと同じことが起きた。男も女も Yusuf とその部下たちにとびかかり、彼らをなぎ倒したのである。女どもは獣のように振る舞ったという」⁽⁹⁾。

そしてこれは、決して孤立的な事件ではなかった。付近の「すべての村は反乱に立ち上がっていた」。

興味深いのは、この同じ事件について50年後（1932年）に、指導者のシャリーフ・アフマド・ターハーの息子が英統治当局者に対し、幾分異なった角度からの説明をしていることである。

「彼の父は反逆者ではなく、Ibrāhīm Muḥammad ‘Ashara、地元では Wad al-Kashif として知られる、あるトルコ人（a Turk）との個人的紛争の犠牲になったのである。この人物はシャリーフ・アフマド・ターハーの村の村人たちの耕地の近くに農場を持っていたが、行いの悪い人物で、彼

のスーダン人の隣人たちを苦しめていた。アフマド・ターハーが彼を諫めたが効果はなく、とうとう村人たちは彼を打って、もし行いを改めないならば殺すと脅したのである。たまたま、このすぐ後に Giegler Pasha が付近を汽船で通りかかり、怒りに燃えた Ibrâhim 'Ashara はパシャに信号を送って船を止め、シャリーフ・アフマド・ターハーが反乱を起こした、と嘘の報告をしたのである」⁽¹⁰⁾。

むろん、この証言が、（自分の先祖は危険きわまりない狂信者などではなく、ごくごく即物的な不満を抱いていただけなのに不幸にして誤解された、と主張することによって英統治当局の心証を良くしようとする者の口から出た）いわば弁明めいたものであることは明らかである。しかし、こうした点を考慮に入れた上でなお、この証言は、マフディー運動期のジャズィーラ地域が置かれていた状況に関する具体的なイメージをわずかなりとも抱かせてくれるものとして、貴重であると考えられる。

ここからはまず、蜂起の背景に、蜂起参加者たちと、隣接する「農場」主との利害の対立があったことが明らかになる。さらにその「農場」主の名はイブラーヒーム・ムハンマド・アシャラであった、とあり、先の Giegler の記述では事件は「ムハンマド・アシャラ」村で起きた、とされていたが、当局によって認識されているこの地名自体が、古くからのものというよりは、元来この「農場」主の名にちなむもの、「農場」の方に付随したものであつたらしいことが明らかになる。イブラーヒーム・ムハンマド・アシャラは、「トルコ人 (a Turk)」であった、というが、19世紀スーダン史における「トルコ人」は今日の我々が考えるトルコ人という範疇とは必ずしも一致せず、オスマン帝国、より具体的には（法的にはオスマン帝国の一部である）ムハンマド・アリー朝の官僚機構に関わりを持つ人間やその子孫全般を指す言葉である⁽¹¹⁾。従って、この人物はトルコ人、チエルケス人であったかもしれないし、エジプト、あるいはシャーム（シリア）の出身者であったかもしれない。さらに Wad al-Kâshif という現地での呼称からは（“wad” は “walad” の d が脱落した形で、スーダンの口語アラビア語で「息子」を意味する）、彼が「カ-

シフ (al-Kāshif) の息子、として知られていたことが明らかになる。「カーシフ」はオスマン帝国支配下の19世紀以前のエジプトでマムルーク領主たちが帶びていた称号として有名であるが、スーダンの場合、ムハンマド・アリー朝が征服後の国土を州 (ma'mūriya, のちに mudirīya) に分け、その州をさらにいくつかの行政単位に分けた際、この行政単位に与えた名称が kāsiflik (のちに qism) であり、この kāsiflik の長官が「カーシフ」であった。そしてこの役職を占める者の多くは（現地人が登用される場合も一部にあったとされるが）、広い意味の「トルコ人」であった⁽¹²⁾。先に、ムハンマド・アリー朝は「所有権」の不明確な土地についてはこれを国有地と見なし、その用益権を最も有効に農業経営を行える者に与える政策をとったことを指摘したが、以上見てきたことから、この政策の恩恵を被った勢力の中の重要な要素としておそらく「カーシフ」層があり、問題のイブラーヒーム・ムハンマド・アシャラは父のこの役職を利用して、大規模な私的農業経営を展開し得る地位にのぼりつめたのであろうことが推測される。

そして蜂起の背後には、こうした大規模な私的農業経営が「隣人たちを苦しめた」ことがあったというのである。具体的な内容は明らかでないが、一般的にはそれは、依然半農・半牧の生活を営んでいたこの地域の住民——nomads/the Arabs, al-'Arab——の土地の蚕食、放牧の妨害といった形をとったであろう。証言によれば、蜂起はこの対立を背景とし、対立の過程で住民の抵抗に悩まされた大規模農業経営者の側がムハンマド・アリー朝当局の介入を要請したことをきっかけに発生したのであった。証言にはさらに、シャリーフ・アフマド・ターハーがこの「農場主」を「諫めた」とあり、この時期のジャズィーラ地域におけるスーアー——ムハンマド・アフマド（マフディー）自身がかつてはまさしくそのひとりであった——の社会的機能のひとつが、こうした状況下で圧迫される住民の利害を代弁することであったことも窺われる。

以上からは、ジャズィーラ地域における運動の社会的・経済的背景の一端、そしてこうした運動が各集落に点在するスーアーを「マフディーのワ

ズィール（大臣）」とする形で組織されたことの意味がおぼろげながら明らかになる。

マフディー運動期のジャズィーラ地域の運動として比較的よく知られているもうひとつのものは、やはり「遊牧民」として描かれるハラーウィーンを中心とするものである。ムハンマド・アフマド（マフディー）はハラーウィーンの中の Muhammad al-Tayyib al-Basir という人物の娘を妻のひとりに迎えており、この人物がハラーウィーンおよび——やはり「遊牧民」の——ドゥバースイーン（al-Dubāsīn）、ハワールダ（al-Khawālda）等の人々、さらに村々の「名士（al-a'yān）」に呼びかけた結果、1883年12月、週に一度市の立つ集落に、付近の住民 6万人が集まった。人々は一斉に（マフディー運動の象徴とされた）「つぎをあてたジュッバ（上着）」を身につけ、戦いの太鼓をならし、徵税のために訪れた兵士を殺してその血に槍を浸して反乱を開始したという⁽¹³⁾。

第1節 「ワド・ハップーバの乱」（1908年）

マフディー運動の結果ムハンマド・アリー朝支配は打倒され、「マフディー国家」が成立するが、この国家は1898年、イギリス軍の侵攻によって滅ぼされる。以後、英＝エジプト「共同統治 Condominium」（既に1882年以来エジプトは英占領下に置かれていたから、実質的には英の単独統治）が開始されるが、英統治当局は1908年4月、ジャズィーラ地域でマフディー運動が再発したというニュースに恐慌状態をきたすことになる。反乱は、しかし、数日で終息した。以下では、「最後のマフディスト蜂起」ととらえられることも多いこの運動と、それを取り巻いていた状況とに考察を加えてみたい⁽¹⁴⁾。

運動の指導者となったのはアブド・アル・カーディル・ムハンマド・イマーム・ワド・ハップーバ（通称「ワド・ハップーバ」、以下では一族の中の他のメンバーとの混乱を避けるため、アブド・アル・カーディルと略す）という人物で、

前述のハラーウィーンの出身であった。この一家は以前からマサッラミーヤ (al-Masallamiya) 付近にかなりの土地を持つ有力家族であった。マフディー運動に際しては、アブド・アル・カーディルはムハンマド・アフマド（マフディー）を「マフディー」宣言以前から知っていたこともあり、積極的な支持者となった。ムハンマド・アフマド（マフディー）はこの一家と姻戚関係があり、またアブド・アル・カーディルの娘のひとりは（マフディーの第1のカリフであり、マフディーの死後国家の最高権力者となった）アブダッラーヒと結婚した。英侵攻直前の時期には、アブド・アル・カーディルは侵攻軍と対峙するマフディー国家軍のために、ジャズィーラ地域で糧食と兵力を集めの仕事に没頭していたという。こうした経験を持つアブド・アル・カーディルは、マフディー国家滅亡後、英支配下に入ったジャズィーラ地域の社会の中で、当然のことながら困難な立場に置かれることになった。英当局は同じ一族の中でも、（それほど熱心なマフディー支持者ではないと考えられた）おじの 'Abdallāhi Musā'id、またアブド・アル・カーディルの兄弟の Imām を優遇し、'Abdallāhi Musā'id をハラーウィーンの長と見なしして、在カトフィーヤ (Katfiya) 村のウムダ ('umda 村役人) に任命した。また、アブド・アル・カーディルは（別の兄弟）Hasan との、所有地をめぐる係争にあたっても、当局によって不利な取扱いを受けたと感じていた⁽¹⁵⁾。

こうした状況下で1908年4月末、アブド・アル・カーディルはカトフィーヤから数マイルのトゥグル (Tugur) という、「雨期にだけ耕作に用いる村」に一群の支持者を率いて引き籠もり、報告を受けた当局による召喚を拒んだ。これに対し、4月29日、調査のために（「青ナイル州」南部全体を統括する）ルファーア (Rufā'a) 地域の視察官 (inspector) 代理（英人）、その部下にあたるマサッラミーヤ郡の郡長 ma'mūr (エジプト人) がカトフィーヤに赴いてさらに出頭を促したところ、アブド・アル・カーディルは彼らが供を連れずに非武装で来るならば、トゥグルで平和的な会見に応じてもよい、という返事をよこした。英統治の威光を過信した視察官代理と郡長がこれに応えてトゥグルに乗り込んだところ、たちまちアブド・アル・カーディルの支持者に殺害され

た。

村の外で待機していた護衛部隊は逃げ帰り、報告を受けて衝撃を受けた——今度は青ナイル州全体の——長官（英人）が、州都ワド・マダニーから鎮圧部隊を率いてカトフィーヤに急行した。すると反乱者たちは5月1日の夜、鎮圧されるより先にトゥグルから出撃してカトフィーヤに夜襲をかけた。最終的には撃退されたが、これは政府軍に多大な損害を与えた。しかし、5月2日には首都ハルトゥームからの鎮圧部隊が到着し、運動はこれをもって終わりをつげる。反乱者たちはトゥグルを捨てて四散した。アブド・アル・カーディル自身は（かつてのマフディー国家の都）オムドゥルマーンの知人を頼って逃亡する途上、ドゥバースイーンの有力家族によって捕らえられ、5月4日に当局に引き渡された。簡単な裁判の結果アブド・アル・カーディルは死刑と財産没収を言い渡され、5月17日、ハラーウィーンの居住地域の中でも最大規模の市が立つ、ヒッラト・ムスタファー（Hillat Muṣṭafā）村で公開処刑に処された⁽¹⁶⁾。また、この他に十数人が死刑判決を受け（のちに減刑）、この事件は「スーダンのデンシャワイ事件」として、ナイル河谷に対する英支配を呪うエジプトの世論にも大きなインパクトを与えた。

さて、指導者アブド・アル・カーディルの経歴に端的に表れているように、この反乱は——定説通り——マフディー運動・マフディー国家の伝統の延長としてとらえ得る点を多分に持っている。アブド・アル・カーディルは英統治下でもマフディー運動支持を公言しており、今や禁書となったマフディー編のラーティブ（al-rātib コーランの中から特定の章句を抜き出して編纂したもの）や布告集を読む会を組織していて、彼の最初の支持者はこの集まりを核に組織された⁽¹⁷⁾。また、運動参加者はマフディー運動のシンボルである槍——それが都合できない場合は少なくとも棒——を与えられ⁽¹⁸⁾、一部のものは「つぎをあてたジュッバ」（上着）をまとっていた⁽¹⁹⁾。さらに彼らは、やはりマフディー運動の「伝統」のひとつとなっていた「閨兵 al-‘ard」を行っている姿を目撃された⁽²⁰⁾。運動参加者は12~20人ずつの小部隊に分けられ、部隊長はムカッディム（muqaddim）と呼ばれたが、これもマフディー運動

のなかで用いられた称号であった⁽²¹⁾。また戦闘にあたっても、マフディー運動時と同じ鬨の声が用いられた⁽²²⁾。

蜂起の少し前から、アブド・アル・カーディルは周辺の諸集落（ヒッラ hillat）の市の立つ日に支持者を派遣して情宣活動を行っていた⁽²³⁾というが、これも、まさに同じハラーウィーンの居住地域で起こったマフディー運動期の蜂起の情景（既述）を思い起こさせる。アブド・アル・カーディルは政府軍を襲って武器（火器）を入手し、ついで周辺の支持者、とくにキナーナと合流することを考えていたと言われるが⁽²⁴⁾、これも、アバー島で政府軍を破ったあとダガイム、キナーナ等の「遊牧民」に伴われて西部へと「移住（ヒュラ）」して行ったマフディー軍の原風景をなぞったものと考えられる。

以上のような点からは、この運動は（カリフ・アブダッラーヒの岳父という、マフディー国家の中でも枢要な位置にあった）アブド・アル・カーディルを中心としたマフディー国家再興運動であり、マフディー運動の公式化された伝統をかなり意識的になぞらうとする傾向を持っていた、と言うことができるであろう。

しかしながら、この「最後のマフディスト蜂起」は、当然のことながら19世紀と同じ状況下で生じたわけではなく、運動を取り巻く状況には1899年以来の英支配下で生じ始めた社会変化が影を落としている。以下では、この点に目を向けてみよう。

第1に指摘しておかねばならないのは、「ワド・ハップーバの乱」当時のジャズィーラ地域で進行していた最大のできごとは、英当局による土地査定作業（land settlement）だったということである。英当局はスーダン征服直後の1899年、「土地に対する権利に関する法令（Title to Land Ordinance）」を発し、これに基づいて1901年3月にはジャズィーラ地域のマサッラミーヤにも土地査定委員会が作られた⁽²⁵⁾。この法令は、住民に土地の所有権に関する文書を提出させ、所有権の明確でない土地は「国有地」とするという、ムハンマド・アリー朝期の政策を踏襲するとも言える内容のものであったが、とくにジャズィーラ地域の場合、「所有権の明確でない」土地が北部州等に

比べて多いと考えられたこと、また、この地域で大規模な灌漑を行えばエジプト棉花以上に良質な棉花を大量に生産し得ることが明らかになり——農民から土地を借り上げる形で、あるいは「国有地」を最大限に広げる形で——この地に公営農業プロジェクトを建設することが検討されるようになったこと（やがてはこれが後述のゲジラ計画につながっていくことになる）から、査定作業は熱心に進められた。さらに見逃せないのは、ジャズィーラ地域がマフディー運動のひとつの中心であったこともあるて、土地査定作業が政治的報酬あるいは制裁としての性格も帯びたということである。特定の土地をめぐって係争が起きた場合、マフディー運動の支持者と目された者は不利であり、逆に親英的な者には有利な裁定が下された。既に見たようにこのような係争の結果として、アブド・アル・カーディルはその土地の一部を失ったのである。

ジャズィーラ地域のこのような状況を反映して、「ワド・ハップーバの乱」が起きた時、報告を受けた英当局者の脳裏を最初にかすめたのは、これは土地争議に違いない、という考えだったという⁽²⁶⁾。実際には反乱それ自体は、既に見たように経済的要求を前面に掲げたものというよりは、マフディー国家再建運動としての性格、狭義の「宗教的」色彩が強く、また、反乱鎮圧成功後は英当局の側も、運動は「宗教的」なもので土地問題とは無関係、という宣伝を積極的に行つた⁽²⁷⁾。しかし、反乱を引き起こすことになる英支配への不満が具体的に生活のどのような分野で蓄積されていったのかを考えると、土地査定の問題は無視できない。運動に Sharafa 村から参加したある人物は、事件後の裁判の中で、蜂起の 2、3 カ月前、土地査定局の使っているラクダのために供出を義務づけられていた飼料——ドオラ（ソルガム）、草——の引き渡しを拒んで、命令書を破り捨てた罪を問われている⁽²⁸⁾。また、「土地査定局が査定業務の過程で打つ杭の形が十字型をしていたため、狂信的な住民がキリスト教への反発をおぼえて蜂起した」という、事件当時の報告書中に記された——事実かどうか定かではない——噂⁽²⁹⁾からは、この反乱が「宗教的」な語彙を用いて攻撃していた対象が具体的には何だったのか

に関する、英当局側の直感が反映されていると言えよう。

さらに、「ワド・ハップーバの乱」は、元来は土地問題とさほど明確な関係を持たなかったにせよ、結果的に、土地所有をめぐる状況と深く絡み合う形で終息した。反乱に参加したハラーウィーンの多くの土地は、反乱鎮圧後、没収された（のちにゲジラ計画農民連合議長となるアミーン・ムハンマド・アル・アミーンの祖父も、この時ハッサー・ハイサー（al-Haṣṣāḥaiṣā）付近に持っていた土地を没収されたという）。その一部は国有地となってのちにゲジラ計画地の中に組み込まれていくことになり、また一部は、親英的な人々の私有地として登録されたという⁽³⁰⁾。

「ワド・ハップーバの乱」をめぐる状況の中で第2に目につく点は、ウムダ、あるいは（それより下位の）シャイフ・アル・ヒッラ（shaykh al-hilla 集落の長、村長）という役職の重要性である。ウムダ職がおじの家系に与えられたことがアブド・アル・カーディルの不満を募らせたとされていることは、既に見た通りであるが、運動の過程に関する記述からは、徵税全般を司るウムダ、そして村人を末端で管理するシャイフ・アル・ヒッラが英統治下のジャズィーラ地域の農村生活の中で果たしつつあった役割の重みが窺われる。反乱中を通じてシャイフ・アル・ヒッラには、自分の集落の誰がトゥグルのアブド・アル・カーディル勢に加わっているかを調べて報告し、できれば連れ戻すことが命じられていた。また、反乱失敗後、散り散りになって逃亡した反徒たちを各地で先頭に立って捕らえたのも、こうしたウムダ、シャイフ層であった⁽³¹⁾。

アブド・アル・カーディルのおじの例から窺われるよう、こうした役職への任命も、——マフディー運動支持者をページする形で——きわめて政治的に行われていた。さらに役職への任命は、前述の土地査定作業と時にはリンクされていた。土地査定の過程では、特定の集団の共同の放牧地であった土地が、その集団（「部族」）の長と認定された一家の私有地として登録される、という現象もあったのである⁽³²⁾。また、「ワド・ハップーバの乱」の鎮圧そのものを契機に、役職と土地とを手に入れる勢力も出現した。アブド・

アル・カーディルを捕らえて当局に引き渡したドゥバースイーンの家族は、その功によりシャイフに任じられ、また、運動に参加したハラーウィーンから没収された土地を私有地として登録することを許されて、これ以後、地域政治の中での地位を急速に上昇させていくことになる⁽³³⁾。

もっとも、「ワド・ハップーバの乱」を、土地査定作業やウムダ・シャイフ権力の強化に対する貧しい民衆の闘争、として単純に図式化することはできない。運動の中心となったアブド・アル・カーディル自身は——既に見たように査定の過程で不利益を被ったことがあるとはいえ——それ以前に、かなりの土地の所有者であり、マフディー国家滅亡後は、土地の売買に熱心であったと言われる⁽³⁴⁾。また、彼はこの時期に換金作物として注目され始めた棉花の栽培にも、いち早く着手していたらしい。反乱に参加したとして逮捕された者の中には、自分は棉花売買の関係上アブド・アル・カーディルとつきあいがあっただけだ、あるいは棉花の買い付けのために彼のトウグゥルの「隠遁所」を訪れていて偶然事件に巻き込まれただけだ、などと主張するジャズィーラ地域の小規模な「行商人」の姿が目立つ⁽³⁵⁾。さらに、アブド・アル・カーディルは首都ハルトゥームやオムドゥルマーンの商人たちとも交渉があったことが報告されていて、ここからは、この「最後のマフディスト」が棉花売買を通じて、ジャズィーラ地域～ハルトゥームを結ぶ商業的ネットワークを持っていたことが窺われるのである。周辺の集落の市の立つ日に支持者を派遣して宣伝活動を行うという行動様式も、このような文脈のなかで捉え直されねばならないであろう。

さらにアブド・アル・カーディルは奴隸保有者であり、彼の支持者の中にも同様の階層の者が多かったらしく、事件後逮捕された人々の中には、「妻がアブド・アル・カーディル支持者の奴隸だったので」会いに行っていて事件に巻き込まれた、という型の弁明をする奴隸が数多く見出される⁽³⁶⁾。また、アブド・アル・カーディル自身は英当局とは一貫して敵対的な関係にあったが、その近親者は当局に優遇され、現におじはウムダ職に任命されている。

このように見てくると、アブド・アル・カーディル（「ワド・ハップーバ」）

は、もしこの時英当局と正面衝突するに至らなかったら、ゆくゆくは——農業資本家として、あるいは（ウムダ・シャイフの権力強化を柱として構築されていく）「原住民自治」体制の担い手として、あるいは（のちにこうした勢力の利害の政治的表現として結成される）「ウンマ（祖国）党」の幹部として——英統治を支える存在となっていく可能性をも、潜在的には有する社会階層に属していたと言うことができる。「ワド・ハップーバの乱」の歴史的性格を考える際には、運動を底辺で支えた人々と、「ワド・ハップーバ」の指導との間にあるこのような潜在的矛盾——それはスーダンにおけるマフディー運動の伝統がこれ以後英統治のもとで「ネオ・マフディズム」、そしてウンマ党の結成へと変質させられていく筋道⁽³⁷⁾を予感させるものである——にも目を向ける必要があろう。

第2節 ゲジラ計画と「原住民自治」体制 ：戦間期のジャズィーラ地域

ジャズィーラ地域は、「ワド・ハップーバの乱」の数年後に着手され、戦間期に本格化したゲジラ計画によって、その様相を一変させることになる。ゲジラ計画は、それ自体の持つ巨大な経済的意義のみならず、その後ジャズィーラ地域の農業プロジェクトの多くが、この計画を雛形として建設・運営されたという点からも重要であった。以下では、このような観点から、この——既にいくつかの研究の対象となってきた——有名な計画について簡単に見ておこう⁽³⁸⁾。

ゲジラ計画 (the Gezira scheme) とは、1913年以来スーダン政庁（英当局）とスーダン・プランテーションズ・シンジケート (Sudan Plantations Syndicate, Ltd.) との協力のもとに開始された、大規模灌漑・棉花栽培計画のことである。ロンドンに本社を置く一民間企業スーダン・プランテーションズ・シンジケートは1904年の創立以来スーダン各地で棉花の実験的栽培に従事し

ていたが、1906年以来ハルトウームの北のザイダーブ（Zaidāb）の実験地で好成績をあげ、ついで1911年以降のジャズィーラ地域の実験地（タイイバ Tayyba、バラカート Barakāt）における試験栽培で、エジプト棉花と同等以上の質を持つ長纖維棉花の栽培に成功した。ただし、採算を合わせるためには、これまで天水農耕、ようやく普及し始めたサー・キヤによる小規模な灌漑しか経験したことのなかったジャズィーラ地域（エジプト口語アラビア語風になまって、「ゲジラ」）に、青ナイル上流にダムを建設する等の方法で大規模な灌漑を行い、一大棉花栽培地を建設することが必要だと判断された。これには多額の資金が必要であったが、ただちに「英國棉花栽培協会（British Cotton-growers Association）」が動いて、ランカシャーの紡績業界をはじめとする英の世論に対する働きかけがなされ、ジャズィーラ地域開発用の資金集めのため英政府がスーザン政庁借款に対する保証を与えることが要請され、1913年、300万ポンドを上限とするスーザン借款法案が英議会を通過した。これにより1913年から、スーザン政庁とスーザン・プランテーションズ・シンジケートの合同事業という形でゲジラ開発が始まった。第一次大戦の勃発で工事は一時中断されたが、戦後再開され、借款保証額も再三増額されて、1925年には、中心的施設であるセンナール・ダムが完成した。こうして、総面積30万フェッダーン（のちに100万フェッダーンまで拡大）の大棉花プロジェクトが誕生した⁽³⁹⁾。

ゲジラ計画の特色のひとつは、広大な耕地を確保するためにとられた手段にあった。スーザン政庁はまず、所有権の明確でない土地は政府の土地である、という原則を最大限に振りかざすことによって、プロジェクト建設予定地の多くを「国有地」の範疇に入れた。しかしこれだけでは充分でなく、ついで政庁は、所有権の明確な土地については、これを1フェッダーン当たり10ピアストルの地代で向こう40年間（ただし延長可能）所有者から借り上げる、という政策をとった。この地代を計算するにあたっては、灌漑に伴って生じる地価の上昇は考慮に入れないものとされた。また、灌漑のための運河建設部にあたっている土地については、これを1フェッダーンにつき1エジ

プト・ポンドで買い上げて国有地とした。

こうして確保された土地は、整地され、30フェッダーン（のちに40フェッダーン）ごとの単位（ハウシュ *ḥawsh*）に区切られて、契約農（テナント）に貸し出された。テナント資格付与にあたっては、元来の所有者が一応優先され、これらの人々は希望すれば自分の元の耕地のできるだけ近くに契約農地を取得することができた。ただし、自力で耕作できる（と当局が判断した）以上の農地を取得することはできず、3単位以上を持つものはまれであった。また、ゲジラ計画当局が定めた（以下に述べるような）栽培計画に従って耕作できない者は警告、最終的にはテナント資格剥奪処分の対象になり得た⁽⁴⁰⁾。

1単位の契約農地は三等分され、3分の1は棉花栽培、3分の1はドオラと飼料（豆類）栽培、残り3分の1は休耕、という形で輪作を行うことが定められた。このうちドオラと飼料は、テナントが自由に処分できた。しかし、棉花については、これをスーダン・プランテーションズ・シンジケートが一括して集荷して国外に売却し、その純益を(1)スーダン政府、(2)スーダン・プランテーションズ・シンジケート、(3)テナント、が分配することになっていて、この分配法がゲジラ計画のもうひとつの特色を成していた。1913年の取り決めによると、棉花収益の10分の6はスーダン政府・スーダン・プランテーションズ・シンジケートのものであり、テナントの手に渡るのは10分の4にすぎなかった。分配の内訳とそれぞれの役割分担は、

スーダン政庁 (35%) ——灌漑のための主要運河建設、現地人土地所有者への地代支払い、ゲジラ計画建設のための借款の利子支払い

スーダン・プランテーションズ・シンジケート (25%) ——道路・排水溝・補助水路の建設、整地、農作業の監督、テナントへの（種子・機具購入用の）融資

テナント (40%) ——労働、種子・機具・家畜の用意

という風に説明されていた⁽⁴¹⁾が、この分配の仕方に基本的ヒントを与えていたのは、興味深いことに、水を提供する者には収穫の10分の6、労働を提

供する者には10分の4が与えられるという——サーキヤを使った灌漑農耕の場合に伝統的に用いられていた——配分率だったという⁽⁴²⁾。

脱植民地期を経た今日の眼から見るときわめて明白なように、ゲジラ計画は基本的に、英帝国主義のための計画にはかならなかった。そこで潤うのはイギリスの農業開発会社、またイギリスの土建会社（灌漑施設の建設には「ピアスン父子会社 S. Pearson & Sons. Ltd.」なる企業があつた）であり、それらの会社の株主であり、スーダン政府借款から利子を受け取る債権者であり、良質棉花の安定供給を受けるランカシャーの綿業主たちであった。当時の英共産党員ラズボーン（H. P. Rathbone）は1924年8月の『レイバー・マンスリー（Labour Monthly）』誌上で、ゲジラ計画を以下のように論評・批判している。

「こうして現地人は、事実上土地を奪われた。もしスーダン政府とスーダン・プランテーションズ・シンジケートの定めた規則に従って耕作するという条件を呑めば、その一部は返される。だが、もし当局の気に入ったやり方で耕作ができなければ、土地は完全に奪われるのだ。こうして現地の土地所有者は事実上、当局の賃金労働者となった」

「これまでになにも邪魔されることなく土地を所有していた現地の耕作者たちは、土地没収の脅しの上で棉花栽培を強いられ、事実上の賃金労働者となった。わずかに残された自由は、彼が一方では——お情け深くも彼に融資して下さる——彼の雇い主の銀行に縛られており、もう一方では増税に——彼を奴隸化するために借りられている借款の利子を払うための増税に——苦しめられるという状態では、価値のないものとなった。シンジケートは、現地人の事実上の雇い主である。同時にそれは、棉花の販売人であり、現地人にとっての銀行家である。おまけにそれは——取り決めで決められている当然の仕事をしているだけなのに——スーダン政府から融資を受け取るのである」⁽⁴³⁾。

もっとも、ラズボーンのこのような分析はおそらく幾分粗削りにすぎ、ゲジラ計画には、詳細に見れば、必ずしも否定的ではない側面も——英当局が

それを意図したかどうかは別問題として——存在する、という指摘もなされてきた。たとえば、自力で耕作できる範囲以上の契約農地は与えない、という規定は、富農を中心とする大土地所有制展開の道を閉ざし、広大な農地を他のテナントに又貸しする、といった「地主」的テナントの出現を抑止する効果を持った、とされてきた⁽⁴⁴⁾。また、ゲジラ計画によって確かに農民は「賃金労働者」と化したかもしれないが、それは逆に従来の村社会のしがらみから自由な、新しいタイプの社会勢力の誕生を意味した、という捉え方も可能である。ゲジラ計画によって従来の集落がすべて解体したわけではなく、農民はこれまで通り村に住んで、農作業の時だけ村の外にある自分の契約農地に「出勤」する形をとることも多かったとされるが⁽⁴⁵⁾、その場合でも、生活の中心である農業がウムダやシャイフではなく、スーダン・プランテーションズ・シンジケートの監督官に管理されるものとなったことは、村人の生活に対するこうした村役人層の掌握力を形骸化させた。地方自治は形式上は、他の地域同様、この当時の「原住民自治」（後述）の原則にのっとってウムダやシャイフの手に委ねられていたが、ゲジラ計画地のテナントに関しては、棉花収益の10分の6を収めることと引き換えに、その他の地方税の類は一切免除するという規定があり、これが現実に地方自治の財源不足という問題を引き起こしてもいた⁽⁴⁶⁾。ゲジラ計画に携わったイギリス人たちは、自分たちは現地の農民を「解放」した、と主張し、ゲジラ計画はスーダンにおける民主主義建設にとっても重要な意義を持つ、アメリカのTVA 計画に比すべきプロジェクトだった、と回想しているが⁽⁴⁷⁾、「民主的」で「近代的」なゲジラ計画のイメージは、その後も一定の説得力を持つものとして残存してきた。

しかしながら、ゲジラ計画が現地の民衆を「解放」したという主張には、やはり幾つかの点で無理がある。

まず、計画のための用地確保の段階で、所有権の曖昧な土地は「国有地」とする、という原則のもとに、半農半牧生活を送っていたジャズィーラ地域の住民の多くが、放牧地として利用していた土地を接収された。さらに、所

有権を認められ、テナント資格を取得できた場合でも、灌漑農耕に慣れていないこの地域の人々には、当局の定めた厳密な栽培計画についていくことが難しかった。結果としてこうした人々の少なからぬ部分がテナント資格を失い、灌漑農耕に習熟した北部州からの移住者にとって代わられて、自らは農業労働者に転落した⁽⁴⁸⁾。ゲジラ計画地の村の中には、1単位（ハウシュ）の農地のテナント資格を取得できた者、2分の1単位のみを取得した者、テナント資格を取得できなかった農業労働者、という異なった階層が形成された⁽⁴⁹⁾。

テナント資格を取得できた者にとっても、ゲジラ計画における生産と生活は理想的なものとは言えなかった。ゲジラ計画はスーダン政府、スーダン・プランテーションズ・シンジケート、農民の間の「パートナーシップ」であると喧伝されたが、テナントは経営に対する発言権を持たなかった。政府とスーダン・プランテーションズ・シンジケートが合わせて棉花純益の10分の6を取得するという取り決めも動かなかった。「近代的」イメージとは裏腹に、整然たる運河・水路網を除いては、ゲジラ計画における農業は驚くほど原始的であった。機械化のための投資は行われず、伝統的な種まき棒（sowing stick）と家畜を用いた農耕が行われた⁽⁵⁰⁾。ゲジラ計画の農作業の80パーセントは農業労働者に依存しており、とくに除草・収穫期には村内・村外（時には外国）出身の多数の農業労働者を雇わねばならなかつたが、その賃金支払いはテナントの単独負担であった⁽⁵¹⁾。結果としてテナントは赤字を出すことになり、スーダン・プランテーションズ・シンジケートに対し、多額の負債を抱える者も続出した⁽⁵²⁾。このように見えてくると上記のラズボーンのとらえ方は、多分に直観的ではあるが、真実を突いたものと言うことができよう。

しかし、ゲジラ計画地のテナントが、確かにジャズィーラ地域のそれ以外の住民とは異なる境遇を享受していたことも事実であり、その重要な要素として第1に挙げられるのはやはり、（上記の指摘にあったように）彼らの生活がウムダヤやシャイフを根幹とする「原住民自治（native administration）」体

制の支配から比較的自由だったということであろう。ゲジラ計画が始動・発展した1920年代後半～1930年代半ばという時期はスーダン全体で見れば、まさにこの「原住民自治」体制が創出・強化された段階であった⁽⁵³⁾。「間接統治（indirect rule）」を掲げるこの体制のもとでは、現地の「伝統的」権威を強化・育成し、住民を「伝統的」社会組織（「部族」）に編成して管理することが追求された。具体的には、ウムダやシャイフ（牧畜民の場合にはさらにナーズィルという官職も置かれた）といった村役人層（彼らは多くの場合「部族長」として描き出された）に司法権を大幅に委譲して「原住民法廷」を作らせ、これに付随する形で「原住民法廷」軍・「原住民自治」官僚群の編成、これを養うための「原住民自治」予算の編成、これを捻出するための地方税徵収や税額査定等の業務全般を、これらの「部族長」に委任していく政策がとられたのである。この政策は司法分野に留まらず、「部族」成員間の力関係の決定、階層化に大きな役割を果たした。「部族長」はその一族に与えられた免税特権、また道路・井戸・貯水池の管理等の職権を利用して、「部族」民の安い労働力を利用して、ある場合には農業資本家としての成功の糸口をも掴んでいったのである。

さらに、こうして創出された「部族長」勢力は——おそらくはその徵稅吏としての基本的性格に端を発し、また1930年代末～1940年代になると大戦遂行のために第1次產品を効率的に集荷して国外に搬出しようとする英植民地当局の政策もあいまって——商業資本とも同盟関係を結んでいた。この時期のスーダンの農村には、「部族長」による搾取・抑圧と、村に入り込んだ商人の（「シェール shayl」と呼ばれる特殊な形式での）高利貸し活動との連携に悩まされる農民の挿話が散見される⁽⁵⁴⁾。スーダン・プランテーションズ・シンジケートの融資を受けるゲジラ計画のテナントはこの点でも、「シェール」に苦しむ一般の農民とは多少異なった環境にあった。ちなみに、こうした「部族長」勢力と商人勢力の連合は、1940年代後半以降になると、マフディ一家・ミールガニ一家といった——宗教的名門として商人・知識人勢力の間にも広いネットワークを持ち、同時に農業資本家としても成功した——

特殊な家族を結節点として、ウンマ（「祖国」）党（1945年）、統一国民党（1952年）・人民民主党（1956年）といった政党の形成へと向かっていくことになる⁽⁵⁵⁾。

この点と密接に関係するが、第2にゲジラ計画のテナントの境遇は、経営にあたっているのがスーダン・プランテーションズ・シンジケートという——元来は一外国私企業であるがゲジラ計画発展の過程で一応の公的ステータスと責任を帯びるようになった——特殊な組織であり、政府から土地の用益権を与えられたスーダンの民間人（後述）ではないという点で、これらの私営農業プロジェクトの農民たちの状況とは区別された。植民地支配下のシステムではあったが、「公営」であるということは、ある意味で、支配に用いられる手法や暴力の程度に一定の歯止めを用意していたと言うことができる。

実際、戦間期以降のジャズィーラ地域において最も悲惨な状態を経験することになったのは、ゲジラ計画を雛形として建設されながらも、その経営が（商人、あるいはマフディ一家・ミールガニ一家といった特殊な宗教的名家、あるいは「原住民自治」の過程で経済力を増した「部族長」層といった）萌芽期のスーダン・ブルジョアジーに委ねられた、私営農業プロジェクトで働く農民たちであった。彼らは、ゲジラ計画を原型とする搾取の手法と、ゲジラ計画地以外のジャズィーラ地域の農村において戦間期に構築されていた「伝統的」「擬似封建的」社会関係との、いわば複合した支配を経験することになるのであるが、この問題については次節で見ていくことにする。

第3節 ジャウダ事件（1956年）

独立（1956年1月）後まもない1956年2月末、ジャズィーラ地域南端のコスティ（Kosti）郡で、私営農業プロジェクトで働く農民の運動とそれに対する過酷な弾圧——いわゆる「ジャウダ（Jawda）の虐殺」事件——が起きた。

本節では、新生スーダンの第1ページを汚した汚点とも言えるこの事件の分析を試みるが、事件の背景を理解するためには、これに先立つ時期にゲジラ計画地で生じていた変化を少し見ておく必要がある。

前節で見たように、ゲジラ計画は基本的に植民地主義的プロジェクトであった。それゆえ、1940年代に入り、独立運動が高揚すると、脱植民地化を求める運動の一環として、当然ゲジラ計画の性格の見直しを求める声も上がり始めた。1938年に結成され、その後のスーダンの諸政党の知識人部分の原型を形成することになる「学卒者会議 (Mu'tamar al-Khirrijin/the Graduates' Congress)」は42年、大戦終結後の自治を求める政治決議を発したが、その中には同時に、ゲジラ計画に関し、スーダン・プランテーションズ・シンジケートとの契約を更新しないことをスーダン政府に要求する条項も含まれていた⁽⁵⁶⁾。こうした状況の中で、政府は50年以降の契約打ち切りを決定し、同年以降は「ゲジラ理事会 (the Gezira Board)」を設立してこれまでシンジケートが行っていた業務を引き継ぐこと、また、これまで収益の中からシンジケートが受け取っていたシェアも政府が引き継ぐことを決めた。こうしてゲジラ計画は完全な公営プロジェクトとなったのである⁽⁵⁷⁾。

こうした動きと並行して、経営システムに一定の「民主化」の外観を与えることも試みられた。「ゲジラ理事会」メンバーの大半はシンジケートから天下りした英人で占められたが、総督の任命したスーダン人も少数加えることが決定され、「勃興するスーダンの商業階級」を取り込むことをめざして、エジプトと関係の深い有力商家出身の実業家などが任命された⁽⁵⁸⁾。テナントは「ゲジラ理事会」に加わることはできなかったが、理事会のほかに、ゲジラ計画を地域社会の発展の中に位置づけ直すことを掲げる「社会開発委員会 (Social Development Committee)」「ゲジラ地方委員会 (Gezira Local Committee)」という諮問機関が設置され、後者には、地方行政代表、諸官庁代表と並んで、テナントの代表も加えられた⁽⁵⁹⁾。さらに、テナントのとりこみをめざして、1947年「テナント代表団体 (the Tenants' Representative Body)」(1952年「テナント組織 (the Tenants' Association)」と改称) が作られた。

これは村ごとの農業単位（samadia）から各1人選出された代表の中からブロック代表を選び、その中からさらに選ばれた代表で構成するもので、当初は理事会によって上から作られ財政援助を受ける、全くの御用機関であった⁽⁶⁰⁾。しかし1953年、以前からスーダン共産党、労働組合連合等とも連絡をとりつつ自律性を持つ農民組織の建設をめざして運動していたアミーン・ムハンマド・アル・アミーン（al-Amīn Muḥammad al-Amīn）が議長に選出されるという、経営当局にとって予期しない事態が生じた⁽⁶¹⁾。アミーン・ムハンマド・アル・アミーン（ちなみにこの人物の祖父は——第1節で見たように——ワド・ハッブーバの乱の鎮圧の過程で英当局に土地を没収された経験の持ち主である）は、2分の1単位の契約農地しか持たぬ貧しいテナントであった。アミーン・ムハンマド・アル・アミーンの指導下、「テナント組織」とは異質な、農民の利害を真に代表する組織、「ゲジラ計画農民連合（Ittihād Muzāri'i al-Jazīra）」を結成しようとする運動が高揚し、新組織の公認を求めて、ゲジラ計画の本部バラカートから州都ワド・マダニーまでの7キロにわたる徒歩行進、さらにハルトゥームの総督官邸への3万人の行進が行われた。最終的に「農民連合」は公認をかちとて「テナント組織」にとって代わり、以後、経営への参加、テナントのシェアの引き上げ、除草・収穫等の費用の当局＝テナント共同負担化等を求めて運動を展開していくことになる⁽⁶²⁾。

さて、ゲジラ計画に生じたこのような変化は、周辺の私営棉花農園で働く農民たちをも勇気づけることになった。これらの農園は、主として1930年代後半以降、青ナイル、白ナイル周辺の「国有地」（所有権の明確でない土地）の用益権を、揚水ポンプを設置して灌漑を行う資力のある民間人に与える形で建設された。とくに有名なのは、この時期農業資本家として急成長を遂げつつあった（マフディー運動の指導者ムハンマド・アフマドの子孫）マフディ一家（al-Mahdi），その対抗馬的存在であった（スーダン最大のスufi教団ハトミーヤの教団長）ミールガニ一家（al-Mirghānī）であったが、この他にアブー・アル・アラー（Abū al-'Alā'），アブド・アル・ムヌイム・ムハンマド（'Abd al-Mun'im Muḥammad）等の商会も農園経営に乗り出していた。「国

「有地」と見なされた土地は多くの場合、元来現地の住民が放牧地として用いていたものであった。農園建設後、これらの人々の多くは農園で働くテナントとなつた⁽⁶³⁾。

これらの私営農園の経営は、基本的にはゲジラ計画をモデルとして行われた。水を供給する農園主が棉花収益の60パーセントを取り、テナントは残りの40パーセントを取つた。除草や収穫のための費用はテナントが単独で負担した。しかしテナントの境遇は、ある意味ではゲジラ計画の場合よりさらに困難であった。農園主はかつてのスーダン政府とシンジケートのシェアを合わせたのに相当する、莫大な利益を独占していた。農園主は中央政府に（独立後はとりわけ）影響力を持ち、またウムダ、シャイフといった地方行政権力とも密接な人的関係を持っていた⁽⁶⁴⁾。1947年以降は私営農園の場合も、農園を地域社会の中に位置づけるという建前のもとに委員会が作られたが、これも郡の長官、農園主、「原住民自治」代表者（ウムダ、シャイフ）から構成されており、「ゲジラ地方委員会」の場合とは違つてテナントの代表は参加できなかつた⁽⁶⁵⁾。また、ゲジラ計画の場合はテナントは棉花のほかにドオラと飼料を栽培することを認められており、これらの収穫物については自由に処分することができたが、私営農園の場合は棉花以外への耕地割当はなかつた。かつては半農半牧生活を送つておつり、今なお多くの家畜を擁するテナントたちは、農園建設によって放牧地が失われたために家畜が維持できず、農園から得られる収入も低く、窮乏していた⁽⁶⁶⁾。

1953年末の「ゲジラ計画農民連合」の成立は、このような状況に置かれていた私営農園のテナントたちに大きな刺激を与えた。ほどなくウンム・ハニー（Umm Hāni'）、ジャウダ（Jawda）、ズリート（al-Zulīṭ）等、白ナイル周辺の12の農園のテナントが集まって、「白ナイル農民連合（Ittiḥād Muzāri 'i al-Nīl al-Abyad）」の結成を計画し、(1)農民連合結成の承認、(2)テナントのシェアを40パーセントから60パーセントに引き上げること。生産コストをテナントと経営側の共同負担にすること。5年以内に農園を公営化すること、(3)公営化後に協同組合を組織し、最終的には農園の所有権をこの協同組合に

委ねること、(4)農業銀行を作り、農民を高利貸しの「シェール」から保護すること、(5)衛生的な飲料水を供給すること。農園内に学校、診療所を作ること、等の要求を打ち出した⁽⁶⁷⁾。こうした動きに対し農園主側は激しく反発し、「農民連合は共産主義者の組織であり、連合の入会金10ピアストルは地獄行きの切符代である」と宣伝して農民たちの参加を妨害しようとした⁽⁶⁸⁾。しかし農民たちはゲジラ計画農民連合とも連絡をとりつつ運動を進め、スー丹独立直後の1956年1月下旬には、ゲジラ計画、スー丹東部のガシュ川流域プロジェクト（やはりスー丹・プランテーションズ・シンジケートの姉妹会社が経営していた）、白ナイル周辺の私営農園、さらに西部のヌバ山地の農民をも糾合する形で「スー丹農民連合 (Ittiḥād Muzāri 'i al-Sūdān)」を結成するという構想が打ち出された⁽⁶⁹⁾。

諸地方の組織代表がハルトゥームに集まって開いた準備会の席上練られたこの構想は、スー丹全土の棉花栽培地において経営やマーケティングに農民を参加させること、綿工業化の計画を立て、これに農民連合を参与させること、議会において農民連合に特別議席を割り当てること等を政府に要求する大胆なものであった⁽⁷⁰⁾。その他の細かい諸要求は、各地方の実情に応じてそれぞれの支部で決めるものとされた。この方針の上に、白ナイル周辺の私営農園のテナントたちは、農民連合結成の承認、テナントのシェアの引き上げ、生産コストの共同負担化、飲料水の確保、学校・診療所の開設等の前述の諸要求を改めて確認し、さらに地方法廷に農民連合代表を加えること等の条項も加えた。2月10日、郡庁のあるコスティの町の鉄道労働者の労組事務所を借りて、周辺の私営農園のテナント5000人の集会が開かれた。この集会の席上、要求を郡庁に提出すること、もし回答がなければ2月15日以降ストライキを行い、（折しも収穫期を迎えていた）棉花の引き渡しを拒否することが決定された⁽⁷¹⁾。

2月15日、白ナイル周辺の私営農園のテナントたちは予定通りストに突入した。これに対し、警察はまずウンム・ハーニー、ズリートの農園を包囲した。数十人が逮捕され、コスティの「原住民自治」法廷に連れて行かれて、

ストライキ、棉花引き渡し拒否の罪状で半年から1年半の懲役・笞刑等の判決を受けた⁽⁷²⁾。ついで2月18日、ジャウダの農園に警察隊が差し向けられた。

ジャウダは元来はやはり現地の人々の放牧地であり、その後、激しい競争のうちに「アブド・アル・ムヌイム・ムハンマド商会」が政府から用益権を取得して、同じ一族のアブド・アル・ワッハーブ・アブド・アル・マジード・アブド・アル・ムヌイム ('Abd al-Wahhab 'Abd al-Majid 'Abd al-Mun'im) の管理する農園を建設していた⁽⁷³⁾。既に見てきたようにこの農園のテナントは農民連合結成の動きに当初から関わり、今回も他の農園同様、2月15日からストに突入していた。

ジャウダに差し向けられた警察隊には、コスティの「原住民自治」軍、さらに——現地で裁判を済ませてしまうために——「原住民自治」法廷の裁判長を務める在コスティの「部族長」(ナーズィル nāzir al-khuṭṭ)も同行していた⁽⁷⁴⁾。包囲と挑発ののち、2月19日朝、警察隊がまず空砲と催涙ガスで攻撃を開始した。警察隊の将校のひとりはテナントたちに向かって、「お前たちは山羊を追っている牧童なのに、農園を作つて頂いたのだ。それなのにまだ要求がある、だと？ 学校が欲しい、だと？」と罵詈を浴びせた⁽⁷⁵⁾。テナントの代表たちが「原住民自治」法廷長を務めるナーズィルに要求書を手渡そうとして進み出ると、警察隊が——今度は実弾を——浴びせかけた。たちまち12人が死亡し、300人以上が負傷した⁽⁷⁶⁾。

それからあとは、全くの混乱が続いた。傷ついた農民たちは農園内の唯一の仮診療所に殺到したが、警察隊はいちはやくこれを閉鎖した。さらに近隣の診療所やコスティの病院にも、負傷した農民には警察隊に対する殺人容疑がかかっているという布告が回され、こうして、農民たちに治療を受けさせない——それによって「負傷者数」を低く押さえ——工夫が凝らされた。同様に、死亡した農民の罪はその親族に及ぶとされたため、死者の多くは秘密裡に、宗教的行事もなく埋葬されねばならなかった⁽⁷⁷⁾。ついで、逃亡した農民に対する広範な逮捕の波が続いた。それはきわめて恣意的な逮捕であ

り、付近一帯で警察隊に遭遇し抵抗した者は、ほとんど見境なく捕らえられた。周辺地域のウムダ、シャイフ、ナーズィルといった村役人、「原住民自治」官僚らは、この逃亡農民狩り・逮捕に大きな役割を果たした⁽⁷⁸⁾。

こうして2月20日までには約340人の農民が逮捕されてコスティに連行された。そしてこの夜、この事件全体で最大の悲劇が起こった。すなわち、これらの農民はその全員が、コスティの監獄の縦20メートル、横7メートルの房一室にすし詰め状態で拘留されたのである。窓を開けることは許されず、水も与えられなかつた。農民たちの多くはジャウダの農園が包囲された2月18日以来ろくに睡眠や食事もとつておらず、逃避行で疲れ切り、またある者は負傷していた。結果として翌朝までに、198人が窒息死した。

この悪夢のような一夜、農民たちは水と空気を求めて房の戸口に殺到し、壁を叩き、外の警官たちに対して、

「『やあ、兄弟、俺たちはスーダン人同士だ。政府もスーダン政府だ。水をくれ。空気を入れてくれ』と呼びかけたが、——返ってくるのは、『自業自得だ』『勝手に死ね』という怒鳴り声だけ」
であった⁽⁷⁹⁾。また、別の証言によれば、

「『水をくれ——やあ、ムスリムたちよ、水をくれ』と呼びかけても、壁の向こうからは『さっさと死んじまえよ』という返事」⁽⁸⁰⁾
が聞こえてきた。朝になると当局は農民たちの死体を、洗いもせず、10人ずつひとまとめに埋葬した⁽⁸¹⁾。

この事件は深い衝撃を引き起こした。たちまちコスティやワド・マダニーではゲジラ計画農民連合や労働者による抗議デモが発生した。首都ハルトゥームでは多くの新聞が政府批判の論陣を張った。これはまたしても、デモ参加者や一部の編集長の逮捕という事態を招くことにもなったが、事件を国民の目から隠し通すことは、さすがにまはや不可能だった。形式的ながら捜査が行われ、10数人の警官が処罰された⁽⁸²⁾。

さて、この事件を今日から振り返った時、最も重要なと思われるは、やはり、農民運動に対するこの残酷な弾圧が、植民地支配下ではなく、わずか

2カ月たらず前に独立をかちとったばかりの「民族政府」のもとで行われたということである。エジプト革命（1952年）に伴う変化の結果1953年2月にイギリスとエジプトの間で結ばれた「スーダンの自治と自決に関する協定」に基づき、スーダンでは1954年1月に（かつての「学卒者会議」運動の花形）イスマーイール・アル・アズハリー（Ismā'il al-Azhari）を首班とする「統一国民党（al-Hizb al-Waṭāni al-Ittiḥādī）」自治政府が成立し、2年間の自治期間後の1956年1月1日、同政権のもとで独立が達成されていた。しかし、統一国民党も、その対抗馬であるウンマ党（Hizb al-Umma）も、基本的に商人・知識人勢力と「原住民自治」勢力とが、農業資本家でもある特殊な宗教的名家（統一国民党の場合はミールガニ一家、ウンマ党の場合はマフディ一家）を核として連合している存在であり、こうした勢力が農民大衆に相対した時に持つ抑圧的性格は、「独立」が達成され、国家権力が植民地当局から「民族政府」の手に移った瞬間に、見まがいようのない形で露呈されたのである⁽⁸³⁾。

さらにジャウダをはじめとする白ナイル周辺の棉花農園はゲジラ計画のような純粋な公営プロジェクトではなく私営のプロジェクトだっただけに、ここで生じた農民運動とそれに対する弾圧の過程からは、先に述べたように、ゲジラ計画型の搾取の手法と「伝統的」（「部族的」あるいは「宗教的」）支配の手法との複合の図式——さらに言えば、独立後の「民族政権」下のスーダンにおける「国家」権力と「社会」間の相互作用・役割分担の構図——の一端が窺われるよう感じられる。

ジャウダ事件において目立つのは、ウムダ、ナーズィルといった「原住民自治」勢力が司法その他の分野で持つ権限が、この地域の農業プロジェクトの秩序維持に絶大な役割を果たしているということである。また、こうした勢力による規制は日常的な場面でも農業プロジェクト内部の生活の中に入り込んでいたらしく、コスティの監獄の中には、「道でナーズィルに対して挨拶しなかった」「ウムダの私用のための労働を断った」というだけで逮捕・投獄された農民も混じっていた⁽⁸⁴⁾。

また、この地域の農園の多くが（ジャウダ農園自体は例外であったが）マフディ一家やミールガニ一家によって経営されていたこととのおそらくは密接な関係の上に、農民運動を規制するために宗教的語彙が用いられている——たとえば「農民連合の入会金は地獄行きの切符代」という宣伝——ことも印象的である。さらに、運動参加者の正式な埋葬を妨害する、獄死者の死体を洗浄もせずにひとまとめに埋める等、農民に宗教的屈辱感を与え、運動参加者をムスリム扱いしないという手法が一貫して追求されている点も無視できない。「ムスリムたちよ、水をくれ」という獄中からの呼びかけに対する警官たちの「さっさと死んじまえよ」という返事には、こうした態度が凝縮した形で示されている。

弾圧の際に支配者側の暴力装置の末端に位置する人々によって発揮されるこうした差別意識の奥行きを考察するためには、さらに、（灌溉農耕に習熟した北部州出身者がテナントとなることも多かったゲジラ計画と異なり）ジャウダをはじめとする、ゲジラ計画よりも環境が劣悪な私営農業プロジェクトの場合には、テナントの大半は最近まで半農半牧生活を送っていた人々——「山羊を追っている牧童」——だったことにも留意する必要があろう。また、獄中の窒息死を免れて事件後に病院で新聞社の取材の対象となった人々について残っている記事からは、逮捕・投獄された者の中には農園の正規のテナントばかりではなく棉摘み労働者も実は数多く含まれており、これらの人々はスーダン西部コルドファーンの牧牛民（バッカーラ）マッシィーリーヤ（al-Massīriyā），さらにはナイジェリア出身とされるバルカーウィー（Barqāwī）といった集団の出身だったことが明らかになる⁽⁸⁵⁾。前近代以来のスーダンの文化的階層秩序・差別の体系において、イスラムと文明を最も良く体現する存在としてトップに位置づけられてきたのはドンゴラ、ベルベルといった北部州の定住農耕民であり、これに対しジャズィーラ地域以南、さらにその東西の地域に広がる半農半牧の人々は、無知蒙昧の徒として蔑まれ、自らはムスリムを名乗りながらも、これら北部州出身者からはいつなんどき「非ムスリム」のレッテルを貼られるかわからないという不安定な立場に置かれて

きた。それだけにこの地域は、人が自分が「ムスリム」であることを証明し、自らを「非ムスリム」（ちなみにこれはスーダンの場合、容易に「黒人」というレッテルに転化する）と区別する必要性に、他の地域以上に敏感になる場でもあるのである。ジャウダ事件の際に抵抗に立ち上がった農民たちを辱め、屈服させるために支配層の側が用いている手法の中には、こうした地域の特性をきわめて巧妙に利用した側面が感じられる。

しかしジャウダ事件はやはり、独立後のスーダン国家の矛盾を白日のもとに暴き出し、その基盤を不安定化させるものであった。ジャズィーラ地域の農民運動は——労働運動と並んで——政府を追い詰める役割を果たし、やがて支配層は軍事独裁（1958年 イブラーヒーム・アップード将軍によるクーデタ）という手段に訴えて、体制の再編を図ることになるのである。

結びにかえて

以上3節にわたって、19世紀末以降独立後までに至る時期の、ジャズィーラ地域における社会変動とその中の民衆運動の展開を見てきた。まだ素描の段階ではあるが、(1)土地の所有権を確定し、所有権の曖昧な土地は「国有地」としてその用益権を私人に付与する、という型の開発政策の連續性。その場合の国家権力の機能、「公」「私」の関係、(2)(1)のプロセスにおける半農半牧民の絶えざる窮乏化現象、(3)村役人・「部族長」層の機能、(4)商業資本の機能、(5)農村社会におけるスーアイズム、イスラームの機能の変化、等の問題群が確認できたように思う。

国家権力の機能の問題に関しては、当然、（植民地支配期の国家権力、独立後の「民族政府」の国家権力に次ぐ問題として）「社会主义」政権（1969年～1985年のヌマイリー政権）下での国家権力とジャズィーラ地域の農民の関係——この時期、多くの私営農業プロジェクトが国有化された——が問題にされなければならないが、本稿では扱うことができなかつた。また、1989年以来続い

ている「救国革命」政府のもとでは逆に、ゲジラ計画の民営化構想が浮上している。これらの時期については稿を改めて論じたい。

[注]

- (1) たとえば，“al-Wahda al-Waṭaniya wa al-Salām fi al-Sūdān,” [スーダンにおける国民統合と平和], *al-Siyāsa al-Dawliya* [国際政治], 第91号, 1988年1月誌上の特集127ページの Tayshir Muḥammad Aḥmad ‘Alī の発言。
- (2) Hasan Abdel Aziz Ahmed, “The Turkish Taxation System and Its Impact on Agriculture in the Sudan,” *Middle Eastern Studies*, 第16巻, 第1号, 1980年1月, 105~106ページ。
- (3) 同上論文, 107~108ページ。
- (4) たとえば栗田禎子「スーダンのマフディー運動における「正統性」」(小谷汪之編『権威と権力』シリーズ「世界史への問い」第7巻, 岩波書店, 1990年) 参照。
- (5) J. S. Trimingham, *Islam in the Sudan*, 第3刷, London, Frank Cass, 1983年, 226~228ページ / John Obert Voll, “A History of the Khamiyyah Tariqah in the Sudan,” (1969年ハーバード大学提出博士論文), 228ページ。
- (6) Richard Hill, *A Biographical Dictionary of the Sudan* (Second Edition of a Biographical Dictionary of the Anglo-Egyptian Sudan), London, Frank Cass, 1967年, 47ページ。
- (7) ‘Alī al-Mahdī (‘Abd Allāh Muḥammad Aḥmad Ḥasan 監修), *Jihād fī Sabīl Allāh* [神のための闘い], al-Khartūm, al-Maṭba’ā al-Hukūmiyya, 1965年, 17, 26ページ。
- (8) Richard Hill ed., *The Sudan Memoirs of Carl Christian Giegler Pasha 1873-1883*, Oxford, Oxford University Press, 1984年, 191ページ。
- (9) 同上書, 193~194ページ。なお、「アバー島でマフディー（の場合）に起きた」ことは、1881年夏、「マフディー」宣言を行ったムハンマド・アフマドを逮捕するために島に派遣された Muḥammad Abū al-Su’ud al-Aqqād 率いる政府軍部隊が、マフディー支持者の抵抗により全滅させられた事件を指す。
- (10) 同上書, 198ページの脚注に引用されている “Report by J. Longe on the Ashraf of Rufā'a District, June 1932,” al-Khartūm, Dakhlia, 112/3/11。
- (11) Anders Björkeroth, *Prelude to the Mahdiyya : Peasants and Traders in the Shendi Region, 1821-1885*, Cambridge, Cambridge University Press, 1989年, 34ページ。なお, (「トルコ人」は我々の考えるトルコ人とは一致しないという) この点に関連して, そもそもエジプトのムハンマド・アリー朝支配層を (ヨーロッパ人の——あるいは今日我々の——尺度である) 「民族」「エスニック・グループ」という概念

に基づいて「トルコ人・チエルケス人支配層」などと表現するのは不正確であり、これらはむしろ「オスマン=エジプト・エリート」(Ottoman-Egyptian elite)と呼ばれるべきである、とする Toledano の指摘がある。Ehud Toledano, *State and Society in Mid-Nineteenth-Century Egypt*, Cambridge, Middle East Library 22, Cambridge, Cambridge University Press, 1990年, 16ページ。

- (12) Bjørkelo, 前掲書, 40~41, 45ページ。
- (13) Ibrāhīm Fawzī, *Kitāb al-Sūdān baina Yadai Ghurdūn wa Kitshinir* [ゴードンからキッチナーまでの時期のスーダンについての書], 第1巻, Cairo, Jarīda al-Mu'ayyad, 1901年, 214~215ページ。
- (14) 「ワド・ハッブーバの乱」については FO (英外務省文書) 371/449, 371/451 に報告書・裁判記録、またダラム大学スーダン文書コレクション中の Wingate Papers に当時の英行政官の書簡等が収められているほか、Hassan Ahmed Ibrahim, "Mahdist Risings Against the Condominium Government in the Sudan, 1900-1927," *International Journal of African Historical Studies*, 第2巻, 第3号, 1979年, 440~471ページの研究がある。以下ではまず、事件の概要を Hassan Ahmed Ibrahim論文に依拠しつつ紹介し、ついで細かい点については FO 文書等を用いつつ論証を進めたい。
- (15) Ibrahim, 同上論文, 444ページ。なお、ウムダ ('umda) とは——後述のように——ḥilla (集落、村) ごとに任命された村長 (シャイフ・アル・ヒッラ : shaykh al-ḥilla) のさらに上位に置かれた役職である。
- (16) 同上論文, 445~448ページ。
- (17) FO 371/451, no. 25111, *Rebellion in Blue Nile Province : The Report of Trial of Persons Implicated*, 143, 164, 165ページ (なお、この頁数は、1991年現在、文書右肩にゴム印で押されている通し番号であり、報告書にもともと付けられていたものではない。以下同じ)。
- (18) 同上, 121, 172, 177ページ。
- (19) 同上, 121, 143ページ。
- (20) 同上, 121ページ。なお、19世紀のマフディー運動・マフディー国家のいわば「政治文化」における槍や闘兵の位置づけに関しては、たとえば、マフディー国家体制下で書かれたマフディーの伝記である Ismā'il 'Abd al-Qādir al-Kurdufānī (Muhammad Ibrāhīm Abū Salīm ed.), *Sa'āda al-Mustahdī bi Sīra al-Imām al-Mahdī* [イマーム・アル・マフディーの生涯に導きを求める者の幸福], al-Khartūm, al-Dār al-Sūdāniyya li-l-Kutub / Beyrūt, Dār al-Fikr, 1972年, 85, 168ページ参照。
- (21) FO 371/451, no. 25111, 147ページ。
- (22) 同上, 143ページ。
- (23) 同上, 148, 154, 160ページ。

- (24) 同上, 148, 166ページ。
- (25) Mohamed Yousif Ahmed El-Mustafa, "Capital Accumulation, 'Tribalism' and Politics in Sudanese Town < Hassaheisa >," (1983年ハル大学提出博士論文), 145ページ。なお, S.R. Simpson, "Land Law in the Sudan," Deborah Lavin ed., *The Condominium Remembered* (Proceedings of the Durham Sudan Historical Records Conference 1982), 第1巻, *The Making of the Sudanese State*, Durham, University of Durham, 1991年には, スーダンにおける land settlement を, インド, パレスチナ, ヨルダン等の諸地域において英統治下で行われたそれとの連続性において捉えようとする試みが見られる。
- (26) *Sudan Intelligence Report*, 第166号, 1908年5月, Appendix D, 16ページ。また Wingate Papers 284/7/47—49の1908年5月19日付の, 当時のスーザン総督レジナルド・ウインゲート (Sir Reginald Wingate) の書簡にも, 土地問題との関係は「あり得るかもしれない」という認識が見られる。
- (27) Gabriel Warburg, *The Sudan Under Wingate : Administration in the Anglo-Egyptian Sudan (1899-1916)*, London, Frank Cass, 1971年, 102ページ。
- (28) FO 371/451, no.25111, 142ページ。
- (29) Wingate Papers 284/7/47-49。
- (30) El-Mustafa, 前掲論文, 337, 370ページ。
- (31) FO 371/451, no.25111, 137, 173ページ。
- (32) Tim Niblock, *Class and Power in Sudan : The Dynamics of Sudanese Politics, 1898-1985*, London, Macmillan Press, 1987年, 53ページ。
- (33) El-Mustafa, 前掲論文, 336~337ページ。
- (34) FO 371/451, no.20514, Blue Nile Rebellion : The Report by Sirdar on Motives and Suppression of, 48~49ページ (Inclosure 2 in No.1)。
- (35) FO 371/451, no.25111, 180~181, 186ページ。こうした「行商人 peddler」の実態については, たとえば容疑者のひとりである老人 "Ibrahim Muraad (Musaad?)" に関する180, 188ページ等の記述がある程度参考になる。この人物は「ロバに乗って」「約 7日間でひと回りし, それから自分の家のある Takalet El Gubaraに戻ってくる」。元来は農民と兼業だったらしいが, 今では「耕作をするには年をとりすぎている」ので行商に専念している。農民と小商人を兼業している参加者の例は140ページにも見られる。
- (36) 同上, 166, 176~78ページ。ここから, 「ワド・ハップーバの乱」は, 自分たちの奴隸が英統治下で政府の土木事業等に引きつけられ都市へ流出したことを恨んだ, 農村の奴隸所有者の反乱だった, という説明のしかたも, のちに英当局の側により発明された。Stewart Symes, *Tour of Duty*, London, Collins, 1946年, 141~142ページ。また, Yusuf Bedri ; Peter Hogg eds., *The Memoirs of Babikr Bedri*,

第2巻, London, Ithaca Press, 1980年に寄せられた G. N. Sanderson の序文中, 60~61ページ。

- (37) この過程に関しては、マフディーの遺児であり、「ネオ・マフディズム」の中 心人物となった 'Abd al-Rahmān al-Mahdī の回想をまとめた、以下の書物が参考 になる。al-Šādiq al-Mahdī (監修), *Jihād fi Sabil al-Itiqlāl* [独立のための闘い], al-Khartūm, Maṭba'a al-Tamaddun al-Mahdūda, 出版年不明。
- (38) 代表的な文献としては、計画の運営にあたったスーダン・プランテーションズ・シンジケートの理事も務めた人物の手になる Arthur Gaitskell, *Gezira: A Story of Development in the Sudan*, London, Faber and Faber, 1959年, また多分に 異なる立場から書かれた Tony Barnett, *The Gezira Scheme: An Illusion of Development*, London, Frank Cass, 1977年がある。また、この計画には当時の日本の 外務省も棉花確保の観点から強い関心を示し、詳細な調査を行っている。外務省 通商局『埃及、蘇丹棉花の現状及将来』大正15年。なお、ゲジラ計画を雛形とする 形で建設されたその他の農業プロジェクトに関しては、Lina Fruzzetti ; Ákos Östör, *Culture and Change along the Blue Nile: Courts, Markets, and Strategies for Development*, Boulder, Westview Press, 1990年参照。
- (39) Gaitskell, 同上書, 51~95ページ。
- (40) 同上書, 83~86ページ。
- (41) 同上書, 70ページ。
- (42) 同上書, 68~69ページ。H.C. Jackson, *Sudan Days and Ways*, London, Macmillan, 1954年, 132ページ。
- (43) H. P. Rathbone, "The Sudan 'Scandal,'" *Labour Monthly*, 1924年8月, 481~488 ページ。
- (44) Gaitskell, 前掲書, 84~86, 101ページ。
- (45) 同上書, 99~103ページに引かれている Talha 村の例。しかし、後述のよう に、 主として北部州出身の移住者たちをテナントとして、全く新しい村が建設される 場合もあった。
- (46) 同上書, 103, 301ページ。
- (47) 同上書, 199, 243, 292ページ。
- (48) 1986年11月26日ハルトゥームにおける, Ahmād al-Shāmī (Ḥizb al-Shuyū'ī al-Qiyāda al-Thawriya 「スーダン共産党革命的司令部」リーダー) とのインタビューより。なお、1964年9月にスーダン共産党から分裂し、一般に毛沢東主義 的傾向を指摘されているこの組織は、スーダン共産党と自らとの主要な相違点の ひとつとして、農村問題をあげている。
- (49) Gaitskell, 前掲書, 313ページはそれぞれを, "gentlemen farmers," "working tenants," "casual labourers" と呼んでいる。経営側に立つイギリス人自身がこう

した階層差の存在を認め、同時に“gentlemen farmers”を、時に冷やかな筆致で描写してみせている(314ページ)のは興味深い。いかなる場合にも分断統治を忘れない植民地官僚の心性の発露であり、ちょうどエジプトにおいて英占領当局が、自分たちは一般農民(ファッラーフ)をウムダ、シャイフ等の富農層から保護しているのだ、というポーズを示したことを連想させる。ゲジラ計画地の農民の間におけるこのような階層分解の問題は、のちに、ゲジラ計画農民連合(後述)をその主要基盤のひとつとする共産党によっても認識されることになる。al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī [スーダン共産党], *al-Mārkiyya wa Qadāyā al-Thawra al-Sūdāniyya* [マルクス主義とスーダン革命の諸課題(1967年の第4回党大会決議)], 第2版, al-Khartūm, 1987年, 101~103ページ。これに対し、前述の「スーダン共産党革命的司令部」とも近い関係にある Yūsuf 'Abd al-Majid (当初共産党員だったが、のちに離党)は、共産党はテナントの組織化にのみ熱中し農業労働者の窮状に目を向けない、と主張する、以下の小冊子を発表した。Yūsuf, 'Abd al-Majid, *Ujarā' al-Rif* [農村労働者], al-Khartūm, Dār Shaykān, 発行年不明。

- (50) ゲジラ計画地における農作業の実態については、Gaitskell, 前掲書, 230~238ページに具体的な記述が見られる。また, al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī [スーダン共産党], *Thawra al-Sha'b* [人民の革命], Cairo, 出版年不明, 147, 162ページ等には、こうした事態に対する厳しい批判が見られる。
- (51) al-Hizb al-Shuyū'i al-Sūdānī, *Thawra al-Sha'b*, 153~158ページ。
- (52) Gaitskell, 前掲書, 147ページ, Barnett, 前掲書, 73~88ページ。
- (53) 「原住民自治」体制については、栗田禎子「スーダンにおける地方行政制度の変遷」(清水学編『現代中東の構造変動』アジア経済研究所, 1991年)を参照されたい。
- (54) 「シェール」とは、農作物を将来引き渡す約束と引き換えに行われる融資であり、その際、引き渡し価格を予想される市場価格よりも低めに設定することで、融資者は——イスラーム法では禁止されているはずの——利子を、実質的に取得することができる。その利率は、200~300パーセントにのぼるという。Fatima Babiker Mahmoud, *The Sudanese Bourgeoisie : Vanguard of Development?*, London, Zed Books/al-Khartūm, Khartoum University Press, 1984年, 60~61ページ。El Haj Bilal Omer, *The Danaqla Traders of Northern Sudan : Rural Capitalism and Agricultural Development*, London, Ithaca Press, 1985年, 87~89ページ。ゲジラ計画地の農民は、この「シェール」システムから解放されたとされてきた(Jackson, 前掲書, 131ページ)が、1970年代以降は、ゲジラ計画をはじめとする「近代的」農業プロジェクトのなかにも、実は「シェール」が浸透していることが指摘始めた。Barnett, 前掲書, 79~80ページ, Fruzetti ; Östör, 前掲書, 159ページ。
- (55) 現代スーダンの政治史の見取り図としては、とりあえず、栗田禎子「スーダン

——危機の構造」(『月刊アフリカ』31巻5号, アフリカ協会, 1991年) 6~13ページを参照のこと。

- (56) Gaitskell, 前掲書, 221ページ。なお、「学卒者会議」に関しては, Ahmad Ibrāhīm Diyab, *Tatāwur al-Haraka al-Wataniya fī al-Sūdān 1938-1953* [スーダンにおける民族運動の発展], Baghdad, Ma'had al-Buhūth wa al-Dirasāt al-'Arabiyya [アラブ調査・研究所], 1984年を参照。
- (57) Gaitskell, 同上書, 222, 248~249ページ。
- (58) 同上書, 250, 304ページ。なお、「有力商家」の出身であるというこの実業家 'Abd al-Hāfiẓ 'Abd al-Mun'im は, その名前からして, 後述の「アブド・アル・ムヌイム・ムハンマド商会」(ジャウダ農園の経営者) の縁戚であることも考えられる。
- (59) 同上書, 250~251ページ。
- (60) 同上書, 258ページ。ちなみに, 「テナント組織」における経営側のお気に入りのリーダーであった Shaykh Aḥmad Babikr al-Uzairaq は, 町に店を持ち, 商業でも成功している豊かなテナントであった。同259ページ。
- (61) 同上書, 306~307ページ。
- (62) Kāmil Mahjūb, *Tilka al-Ayyām* [遙かなる日々], 第1巻, al-Khartūm, 1988年, 66~73ページ。(著者はケジラ計画地での農民運動に長年携わった人物。元共産党員。)
- (63) 同上書, 80ページ。
- (64) 同上書, 81ページ。
- (65) al-Munaẓẓama al-Sūdāniya li Huqūq al-Insān, Far' Kūstī [スーダン人権組織, コスティ支部], *al-Dhikrā 31 li Aḥdāth Jawda, Fabrāyir 56-Fabrāyir 87* [ジャウダ事件31周年, 1956年2月—1987年2月], 発行地不明, 1987年, 17ページ。これは, 関係者からの聞き取りと当時の新聞記事を中心に構成されたパンフレットである。ガリ版刷り26ページにすぎないが, ジャウダ事件に関するほとんど唯一のまとめた資料となっている。
- (66) Mahjūb, 前掲書, 81, 86ページ。
- (67) al-Munaẓẓama al-Sūdāniya li Huqūq al-Insān, Far' Kūstī, 前掲パンフレット, 3ページ。
- (68) 同上, 4ページ。
- (69) 同上, 4~5ページ。
- (70) 同上, 5ページ。
- (71) 同上, 7ページ。
- (72) 同上。
- (73) Mahjūb, 前掲書, 85~86ページ。

- (74) al-Munażẓama al-Sūdānīya li Ḥuqūq al-Insān, Far' Kūstī, 前掲パンフレット, 8 ~ 9 ページ。
- (75) 同上, 10ページ。
- (76) 同上, 11ページ。
- (77) 同上。
- (78) 同上, 12ページ。
- (79) 同上, 13ページ。
- (80) 同上, 23ページ。
- (81) 同上, 14, 22ページ。
- (82) Muḥammad Sulaymān, *al-Yasār al-Sūdānī fī ‘Ashara A‘wām 1954-1963* [スーダン左翼の10年：1954年—1963年], Wad Madanī, Maktaba al-Fajr, 発行年不明, 205 ~209ページ。
- (83) なお, 事件後ウンマ党はアズハリー内閣の責を問うポーズを示したが, 事件の最中にはジャズィーラ地域の「治安維持」に全力を尽くしていた。Didar D. Fa-wzi-Rossano, "Le Soudan : problèmes du passage de la création de l'état à la libé-ration de la nation," (1978年パリ大学提出博士論文), Université de Lille III, Ser-vice de Reproduction des Thèses, 1981年, 321~322ページ。
- (84) Maḥjūb, 前掲書, 88ページ。
- (85) al-Munażẓama al-Sūdānīya li Ḥuqūq al-Insān, Far' Kūstī, 前掲パンフレット, 22 ~23ページ。なお, ジャズィーラ地域の農業プロジェクトで働く農業労働者としては, この他に, ナイジェリア出身のいわゆる「ファラータ」(Falata) がよく知られている。また, 最近では, 南部やヌバ山地出身の人々も数多く働いていると言われる。